

最高裁判所(第二小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号 更正すべき理由がない旨の処分の取消請求上告事件

国側当事者・熊本西税務署長

平成21年3月16日棄却・確定

(第一審・熊本地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成18年1月26日判決、本資料256号-27・順号10287)

(控訴審・福岡高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成18年10月24日判決、本資料256号-275・順号10535)

決 定

上告人	A株式会社
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	三浦 啓作ほか
被上告人	熊本西税務署長 鶴窪 和廣
同指定代理人	河本 哲志

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

第2 理由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

平成21年3月16日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 今井 功

裁判官 中川 了滋

裁判官 古田 佑紀

裁判官 竹内 行夫